一般社団法人東急グループ未来政策機構　定款

第１章　　総則

（名称）

第１条　当法人は、一般社団法人東急グループ未来政策機構と称し、英文では Tokyu Group Future Policy Institute と表示し、略称を TFI とする。

（事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

２　当法人は、理事の過半数の同意によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　　目的及び事業

（目的）

第３条　東急グループは「美しい時代へ」をグループスローガンに掲げ、「美しい生活環境の創造」を自らの事業目的とする企業グループである。当法人は、東急グループを取り巻く今後の社会経済環境等を調査・研究し、未来を見据えた持続可能な社会の実現に資する政策等を提言し、併せて東急グループ共通の課題に資する有益な情報提供ならびに助言等を行うことを目的とする。

（事業）

第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、東急グループ各企業・法人の求めに応じ、次の事業を行う。

（１）東急グループ首脳の意見交換会等の開催に関する事項
（２）地区東急会及び東急会連合会の運営に関する事項
（３）東急グループ代表が関わるグループ行事の運営に関する事項
（４）東急グループブランドに関する業務の受託ならびに調査・研究・助言
（５）グループ理念・ビジョン等の精究・深耕とその広範
（６）持続可能な「街づくり」「企業づくり」「人づくり」に関するグループ政策の提言
（７）脱炭素・循環型社会、生物多様性等の環境経営に関するグループ政策の提言
（８）2050 年を見据えた都市政策、都市整備等に関するグループ政策の提言
（９）その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　　会員

（法人の構成員）

第５条　当法人に次の会員を置く。

（１）　正会員　当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人

（２）　賛助会員　当法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人

２　前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（入会）

第６条　正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事の定めるところにより入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

２　入会の承認を受けた者に対しては、当法人から本人に通知する。

３　法人たる会員にあっては、法人の代表者として本会に対してその権利を行使する１人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、理事長に届け出なければならない。

４　会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

（経費の負担）

第７条　正会員は、当法人の経費に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

２　賛助会員は、入会金及び会費は無料とする。

（任意退会）

第８条　正会員又は賛助会員は、理事が別に定める退会届を提出して、任意に当法人を退会することができる。

２　当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

（除名）

第９条　正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。この場合、当該正会員に対し、当該社員総会の日から１週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

（１）当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき

（２）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（３）その他除名すべき正当な事由があるとき

２　賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって、除名することができる。この場合、当該賛助会員に対し、当該社員総会の日から１週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第１０条　前２条の場合の他、正会員又は賛助会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）第７条の支払い義務を１年以上履行しなかったとき

（２）総正会員が同意したとき

（３）当該正会員又は賛助会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員又は賛助会員である団体が解散したとき

第４章　　社員総会

（構成）

第１１条　社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

（権限）

第１２条　社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及び当法人の組織、運営、管理その他当法人に関する一切の事項について決議する。

（社員総会の開催）

第１３条　当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後３か月以内に開催する。

２　当法人の臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事が開催する旨決定したとき

（２）総正会員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する正会員から、理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき

（３）前号の規定による請求を行った正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき

（招集）

第１４条　社員総会は、前条第２項第３号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事の決定に基づき理事長が招集する。

（議長）

第１５条　社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決権の数）

第１６条　正会員は、社員総会において各１個の議決権を有する。

（決議）

第１７条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）正会員又は賛助会員の除名

（２）監事の解任

（３）定款の変更

（４）解散

（５）その他法令で定められた事項

（書面表決等）

第１８条　総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人とすることができる。

２ 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（決議の省略）

第１９条　理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２０条　理事が、正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その提案を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２１条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長並びに出席した理事及び監事は、前項の議事録に、署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第5章　　役員

（役員の設置）

第２２条　当法人に、次の役員を置く。

（１）理事　３名以上１５名以内

（２）監事　１名以上

２　理事のうち１名を理事長、１名を副理事長、１名を専務理事とする。

３　前項の理事長及び副理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が定める代表理事とし、専務理事を同法の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２３条　理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは社員以外の者から選任することを妨げない。

２　理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選によって選任する。

（理事の職務及び権限）

第２４条　理事は、当法人の業務の執行に関する意思を決定する。

２　当法人の業務は、この定款に別に定める場合を除き、理事の過半数をもって決定する。

３　理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

４　専務理事は、理事が別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第２５条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員等の責任軽減）

第２６条　当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の多数による決議をもって、理事、監事の同法第１１１条第１項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第１１３条第１項第２号所定の金額（以下、「最低責任限度額」という。）を控除した額を限度として免除することができる。

２　当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１５条第１項の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第１１１条第１項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、１００万円以上であらかじめ定めた額又は最低責任限度額のいずれか高い額とする。

（役員の任期）

第２７条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

３　補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２８条　理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）
第２９条　当法人は、理事及び監事に対して、社員総会の決議によって、報酬等を支給することができる。
２　理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事の決定に基づき、別に定める。

第６章　　顧問、委員会

（顧問、委員会）
第３０条　理事長は、当法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事の過半数の同意を得て、顧問をおき、委員会を設置することができる。
２　顧問および委員会の委員は、理事の過半数の同意を得て、理事長が委嘱する。
３　委員会は、第１２条記載の社員総会決議事項及び第２４条記載の理事の決議事項についての意思決定を行うことはできない。
４　顧問および委員会に関し必要な事項は、理事の過半数の同意を得て、理事長が別に定める。

第７章　　資産及び会計

（事業年度）
第３１条　当法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第３２条　当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。
２　やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

（事業報告及び決算）

第３３条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第１号については定時社員総会に報告し、第３号及び第４号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）正味財産増減計算書

（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

２　第１項各号の書類及び監査報告については、定時社員総会の日の１週間前の日から５年間、主たる事務所に備え置く。

（剰余金の処分）

第３４条　当法人は、決算で生じた剰余金は翌事業年度に繰り越すものとし、分配を行うことができない。

第８章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３５条　この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（事業の全部譲渡）

第３６条　当法人が事業の全部を譲渡する場合には、社員総会の決議によらなければならない。

（解散）

第３７条　当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

（１）社員総会の決議

（２）正会員の欠亡

（３）合併により当法人が消滅する場合

（４）破産手続開始の決定

（５）裁判所による解散命令の確定

（清算法人の機関）

第３８条　当法人が解散した場合（前条第３号による解散及び同条第４号による解散であって当該破産手続が終了していない場合を除く）には、当法人は清算法人となる。この場合、機関として、社員総会及び清算人の他、監事を設置する。

（残余財産の帰属）

第３９条　当法人が清算する場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　　公告の方法

（公告）

第４０条　当法人の公告は、電子公告（https://www.t-futurepolicy.com）により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第１０章　　補則

（事務局）

第４１条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。

３　事務局長及び職員は、理事長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事の過半数の同意を得て、理事長が別に定める。

（細則）

第４２条　この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事の過半数の同意を得て、理事長が別に定める。

第１１章　　附則

（最初の事業年度）

第４３条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和６年３月末日までとする。

（設立時の役員）

第４４条　当法人の設立時理事、設立時代表理事、及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事　　野本弘文　　金指　潔　　堀江正博　　西川弘典　　島田邦雄
　　貝阿彌誠　　但馬英俊

設立時代表理事　　野本弘文　　金指　潔

設立時監事　　長尾　亮

（設立時社員の氏名及び住所）

第４５条　設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住　所　神奈川県川崎市中原区木月一丁目１８番１６－６０１号アビタシオン元住Ｉ

設立時社員　　野本弘文

住　所　千葉県松戸市松戸１４５６番地

設立時社員　　金指　潔

（法令の準拠）

第４６条　この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。